最終更新日：2017年5月30日
株式会社メディアドゥ
代表取締役社長　藤田 恭嗣
問合せ先：03-6212-5111
証券コード：3678
http://mediado.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「著作物のデジタル流通」をコンセプトとして、「ひとつでも多くのコンテンツをひとりでも多くの人に届けること」、また、デジタル化された著作物の利用における適正対価を著作者に還元することにより「著作物の健全な流通サイクルの実現」を目指しております。このミッションを達成するために、当社に関わる様々なステークホルダーの重要性を十分理解し、当社の企業価値向上、ひいてはそれに起因する株主価値を中長期的に最大化することを経営の基本方針としております。また、ボーダレス市場になりつつあるデジタルコンテンツ業界において、グローバル企業としての強固な経営基盤（コーポレートガバナンス）を構築していくことが不可欠であると考えております。当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取組み状況や取組み方針は以下の通りと なります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2（4）】
当社は、2016年よりインターネットによる議決権行使を導入しました。また、当社の株式に係る外国人（個人及び法人）の持株比率等を踏まえて、招集通知の英訳導入について引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則4－1（2）】
当社は3ヵ年の中期計画を策定し、その目標達成に向け、経営戦略や事業戦略の遂行に取り組んでいます。但し、市場の状況の変化や当社の事業成長が外部環境の状況によって大きく変動することなどを鑑み、現時点におきましては開示を見合わせております。
各中期計画の成果や課題を踏まえ、次期中期計画の策定を行っております。

【補充原則4－1（3）】
当社は、後継者の計画を重大な問題と捉えており、今後取締役会及び執行役員会を通じて、適切に計画を立案し実行していきたいと考えております。

【補充原則4－2（1）】
当社は、取締役の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で管掌業務における業績、会社業績や、経済情勢等を総合的に考慮して個別の報酬額を決定しております。また、取締役を含めた経営陣幹部に対しては、業績連動ストックオプションの付与により中長期的な業績と連動を図っておりますが、今後は現金報酬と自社株報酬の割合についても議論し、適切に設定してまいります。

【補充原則4－11(3)】
当社の取締役会全体の実効性についての分析・評価については、取締役会の機能向上のために、具体的な分析・評価方法を含め実施を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社の投資を行う際の基本方針は、投資対象会社との業務提携、情報共有等によって、当社の中核事業である電子書籍事業における新たなシナジー効果などから、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有目的で株式を保有することとしております。政策保有株式については、財務状況は元より、シナジー効果が想定通り発揮されているか、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的で保有を継続すべきか等、定期的に検証を行っていくものとしています。政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、株式保有を通じた当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うこととしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求めて審議した上で、該当する役員を特別利害関係者として当該決議の定足数から除外し、承認を得ることとしております。また、当社役員に対しては、関連当事者間の取引の有無を確認するアンケートを毎期実施しております。

【原則3－1．情報開示の充実】
⑴ 事業理念や経営戦略を当社ホームページ、決算説明会資料にて開示しております。なお、中期事業計画については市場の状況の変化や当社の事業成長が外部環境の状況によって大きく変動することなどを鑑み、現時点におきましては開示を見合わせております。
⑵ コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
⑶ 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続を社内規程にて整備し、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。
⑷ 取締役候補については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で検討し、取締役会にて決定します。また、監査役候補については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査役会で検討・同意をした上で、最終的に取締役会にて決定しております。
なお、社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を、株主総会招集通知にて開示しております。
⑸ 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。また候補者全員の経歴を株主総会招集通知の参考資料として付しております。

【補充原則４－１ (1)】
当社では、法令または定款で定められた事項のほか、取締役会規程に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を取締役会にて決定しております。その他については職務権限規程及び決裁規程により、取締役会、執行役員会、社長、取締役、執行役員、部長等が行う意思決定事項（審議、承認等）の権限について、明確に定めております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役2名、社外監査役3名が在籍しておりますが、社外取締役2名と社外監査役3名を独立役員として登録しております。独立社外取締役は取締役7名のうちの2名であり、独自の外的な視点から経営陣幹部との意見交換を頻繁に行うなど、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。今後、経営環境や当社の状況等の変化が生じた場合には、常に適切な体制への変更を検討していきます。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。独立社外取締役の選任にあたっては、当社の事業理念を理解し、専門知識と経験を有して経営方針や企業戦略に関する客観的な意見を期待できる方を候補者としております。

【補充原則４－11 (1)】
当社の取締役会は、定款で定める取締役8名以内、監査役は4名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。当社の事業理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定します。また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則４－11(2)】
当社の社外取締役及び社外監査役は他の会社の役員を兼務している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役・監査役の業務に振り向けられるものと考えております。また、社内取締役及び常勤監査役は他の上場会社の役員は兼務しておらず、社内取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等にて開示しております。

【補充原則４－14 (2)】
当社取締役及び監査役は、必要な知識の習得や時勢に応じた新しい知識の習得等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入等へ積極的に参加することにより、知識や能力の向上を図っております。また、当社取締役及び監査役に就任する際には、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加するように要請しております。就任後においても、必要に応じて、弁護士や各分野の専門家等の外部講師を招いた研修会を開催する等、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。在任中の社外取締役及び社外監査役については、年2回実施される社内方針発表会への参加等により会社の事業・組織・財務情報等に関する必要な知識を習得する機会を提供しております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、IR管掌取締役を選任し、経営企画部をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期に一回開催するとともに、逐次スモールミーティングや個別取材等を実施しております。
当社ホームページにおいては、決算説明会の資料及び動画を掲載するとともに、決算説明会資料及び株主通信の英訳版での提供を行っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
藤田　恭嗣	3,281,000	32.65
大和田　和惠	500,200	4.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 取締役社長　桑名　康夫	406,500	4.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	376,400	3.75
株式会社小学館 取締役社長　相賀　昌宏	220,800	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 取締役社長　和地　薫	204,500	2.03
株式会社講談社 代表取締役　野間　省伸	200,000	1.99
鈴木　克征	126,500	1.26
山沢　滋	120,000	1.19
溝口　敦	104,800	1.04

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	2 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
駿田　和彦	他の会社の出身者											
榎　啓一	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
駿田　和彦	○	―――	証券、金融分野に関する豊富な知識と経験を有しているとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。

榎　啓一	○	同氏は、当社の主要取引先である株式会社NTTドコモの業務執行者として平成17年5月まで常務取締役でありましたが、現在はその職になく、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。	通信及びデジタルコンテンツ分野に関する豊富な知識と経験を有しているとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。同氏と当社には過去におきまして、主要取引先の業務執行者ではありましたが、現在においては人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役会、内部監査室、会計監査人それぞれが独立した関係でありながら、相互に連携を図って監査の実効性を高め、かつ、監査の質的向上を図っております。
監査役と会計監査人は、会計監査人の往査時に会計監査の結果や業務監査の結果を相互に報告し、監査の有効性と効率性の向上に努めております。
監査役と内部監査室は、適宜に会合を持ち、効果的な監査の実施に努めております。
内部監査室と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、情報交換、意見交換等により監査の質的向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森藤　利明	公認会計士													
高山　健	他の会社の出身者													
椎名　毅	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森藤　利明	○	―――	公認会計士資格を有し、財務･会計に関する専門的見識に基づき、客観的･中立的な立場から社外監査役として職務を適切に遂行できると判断します。一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております
高山　健	○	―――	財務、金融分野に精通するとともに、グローバルなインターネットビジネスにおけるマネジメント全般に関し、豊富な経験と高い見識を有しております。社同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。
椎名　毅	○	―――	弁護士及び税理士としての経験、福島原子力発電所事故調査委員会における経験並びに衆議院議員としての経験から、特にコーポレートガバナンスと危機管理に関する専門的な見識を有しております。社同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績の達成及び各取締役の業績への寄与度に応じて、インセンティブとしてストックオプションとしての新株予約権を取締役に付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役、従業員及び社外協力者に対し、長期的な企業価値向上への貢献意識や士気を高める目的でストックオプションとしての新株予約権を有償で付与しております。
一方で、適切な監査を行うことで、適正な会社運営が担保され、ひいては企業価値が安定することから、監査役にもストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、取締役会から一任を受けた社長が各取締役の職務、責任及び実績に応じて決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制は、管理本部が窓口となり、取締役会開催の通知、決議事項の事前説明等を行っております。
社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席しており、当会では会議の議案及び関連資料の配布が行われております。当社では、重要事項は全て取締役会に上程・報告されているため、重要事項は全て社外取締役および社外監査役に伝達されております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

以下の体制で業務執行、監査・監督を実施しております。
（1）取締役会
当社取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されており、経営上の最高意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項（経営方針、事業計画、重要な財産の取得及び処分等）を決定し、業務執行状況を監督しております。定時取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じ随時臨時取締役会を開催しております。

（2）監査役会
当社監査役会は、常勤監査役（1名）及び非常勤監査役（3名）で構成されております。監査役は取締役会に出席し、社内の実態の把握に務めるとともに、取締役の意見聴取や資料の閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しております。常勤監査役においては、取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役の業務執行状況を充分に監査できる体制となっております。監査役会は毎月1回開催し、効率的且つ効果的な監査を遂行するため、監査計画の策定、監査の実施状況、監査結果等を4名にて検討しております。
また、内部監査室及び会計監査人との相互補完的且つ効果的な監査が実施できるよう、相互に情報共有に努め連携を図っております。

（3）内部監査
代表取締役社長の直轄機関として内部監査室が設置されており、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき内部監査を実施し、当社の事業活動を監査すると同時に、取締役・従業員の法令遵守の姿勢についても監視しております。

（4）執行役員会
執行役員会は毎週1回開催され、常勤取締役5名及び執行役員5名により構成されており、主に事業運営に関わる事項について協議し、職務権限規程に定める事項の他、取締役会決議事項を除く経営上の業務執行の基本事項について検討・決定し、業務執行の効率化を図っております。

（5）リスク管理委員会
リスク管理委員会は、委員長を管理本部長（取締役）とし、管理本部と各事業部門の代表者で構成されています。リスク管理委員会は必要に応じて開催し（原則的には四半期に1回）、会社に発生しうるリスクの抽出と対策について検討、並びに協議を行っており、決定事項については全社にフィードバックしております。

（6）弁護士・会計監査人等
弁護士・会計監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与状況につきましては、重要な法務課題については顧問弁護士に、重要な会計課題については会計監査人に相談して的確な対応の検討、実施を行っております。
現在、大江橋弁護士事務所と顧問契約を締結しており、法律上の問題については適宜相談の上、助言提言を得ることとしております。
また、当社は金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務計算に関する書類の監査契約を有限責任あずさ監査法人と結んでおり、重要な会計課題については、適宜アドバイスを受けるなど、法令遵守に万全を期しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な意思決定および執行役員による業務執行の監督を取締役会が担い、業務の適法性・適正性監査を担う監査役会設置制度を採用しております。また、社外取締役2名、社外監査役3名を選任し、公正・中立的な立場で取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、議決権行使のための議案検討時間を株主が十分に確保できるように、株主総会招集通知の早期発送に取組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、2月決算のため定時株主総会は5月に開催しております。株主総会が集中する月とは異なりますが、より多くの株主にご出席いただけるよう、日程調整に留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	第17回定時株主総会（平成28年5月）より実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施していくとともに、IRカンファレンス等への参加も想定しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算開示後に投資家向けの会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR情報のコーナーを設け、決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書その他開示資料を適時掲載いたします。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室を主、経営管理部を副のIR担当部署として対応いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では会社法、金融商品取引法に定められた事項の情報開示（法定開示項目）はもとより、証券取引所が定める「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」に基づく情報開示が上場会社として当然の責務であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家・取引先（著作者、出版社、電子書店等）・役職員など全てのステークホルダーから当社に対する適正な理解・評価を得ることを目的に、企業活動に関する重要な会社情報の適時・適切な開示に積極的に取り組んでまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営のグローバル化が進む中で、更なる業容拡大、企業価値の向上の観点から、経営判断の迅速化、効率化を確保するとともに、コーポレート･ガバナンスの充実による経営の透明性と健全性の向上を重要な経営課題であると認識しております。
当社では、取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」及び各種社内規定を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 当社及び子会社を含むグループ会社の取締役及び使用人が法令･定款及び社会規範を遵守した行動をするために「社員基本ルールブック」を制定し、グループ会社の全取締役及び使用人に周知･徹底する。
⑵ 定例取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の方針、法定事項およびその他の経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
⑶ 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議に従い職務を執行する。
⑷ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視･監督する。
⑸ 取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役のうち1名以上は社外取締役とする。
⑹ 取締役の職務執行状況は、監査役会で決定した監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
⑺ 代表取締役社長の下に内部監査室を置き、定期的な内部監査により各部門の職務の執行状況を監査し、法令及び定款への適合性を確認する。
⑻ 内部通報制度を設け、問題の早期発見･未然防止を図り、適切且つ迅速に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
⑵ 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧することができるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程とその他の体制
⑴「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価･管理体制を構築する。
⑵ 必要に応じてリスク管理委員会を開催し、事業活動における各種リスクに対する予防･軽減体制の強化を図る。
⑶ 大規模な事故、災害、不祥事等経営危機発生時には、「経営危機管理マニュアル」に基づき代表取締役を本部長とした「対策本部」を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切且つ迅速に対処するものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、取締役及び執行役員の業務執行機能を分離する。
⑵「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「役員規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
⑶ 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

5．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 当社からグループ会社の取締役又は監査役を派遣し、グループ会社における取締役の職務執行の監視･監督を行う。また、グループ会社の取締役等は、グループ会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に取締役会に報告する。
⑵ グループ会社を当社の一部署と位置づけ、グループ会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的･統括的に管理する。
(3) 当社の管理担当取締役は、グループ会社の企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。
(4) 内部監査室は、当社グループ全体の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑴ 監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、管理本部員または内部監査担当部員の中から、監査役の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。
⑵ 当該使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとすることにより、取締役からの独立性を確保する。
⑶ 当該使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行うことにより、取締役からの独立性を確保する。
⑷ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、優先して監査業務に従事するものとする。

7．監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
⑴ 監査役は、取締役会のほか執行役員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
⑵ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
⑶ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
⑷ 監査役はいつでも職務の執行に係る資料を自由に閲覧することができるものとし、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。
⑸ 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲にかかる場合又は通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役へ通知する。
⑹ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととし、当該報告者に対して不利な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合は、就業規則等に従って処分することができるものとする。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を監査役から受けた場合は、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴ 監査役には、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正且つ透明性を担保する。
⑵ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
⑶ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
⑷ 監査役は、グループ会社の監査役と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
⑸ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
⑴ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切もたないことを基本方針とする。取締役及び使用人は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
⑵ 反社会的勢力排除に向けて、対応部署及び対応責任者を明確化し、所轄の警察等並びに弁護士との連携体制を整備することで、組織的に対応する。
⑶ 新規取引の開始時等において反社会的勢力との関係の有無を調査し、関係が判明した場合には直ちに取引を解除する。
⑷ 反社会的勢力への対応に関する社内規程（マニュアル等を含む）を制定し明文化し、教育・研修を実施することで、取締役及び使用人への周知を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、基本方針を制定し、社内規則および社内体制の整備を行うとともに、運用の徹底を図っております。
1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力に対し、「リスク管理規程」の「反社会的勢力対応マニュアル」において下記のとおりの基本方針を定めております。
（会社の基本方針）
会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないと認識しております。不当な要求を受けた場合には速やかに警察等の関係機関に連絡し連携を取りつつ毅然とした態度で対処し、民事と刑事の両面から法的対応を行います。また、全社員が反社会的勢力に対抗する知識を備え、組織的な対応を行うこととします。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
⑴ 社内規程の整備状況
当社は、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対応マニュアル」にて会社の基本方針を制定するとともに、社内体制及び対応方法を全社員に周知徹底しております。
⑵ 対応統括部署及び責任者
当社は、反社会的勢力への対応統括責任者を管理本部長と定め、部門責任者は各部門長が対応することとしております。また、必要に応じてリスク管理委員会を開催し、外部とも連携を図りながら対応してまいります。
⑶ 反社会的勢力排除の対応方法
1) 新規取引先・株主・役職員について
民間の調査システムを活用し、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。
また、各種契約書等には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や反社会的勢力と関係した場合の契約解除及び損害賠償の請求条項を規定することとしております。
2) 既存取引先等について
常に情報収集を怠らず、注意をするとともに、一定の範囲を対象として年1回の調査・確認を実施しております。
3) 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

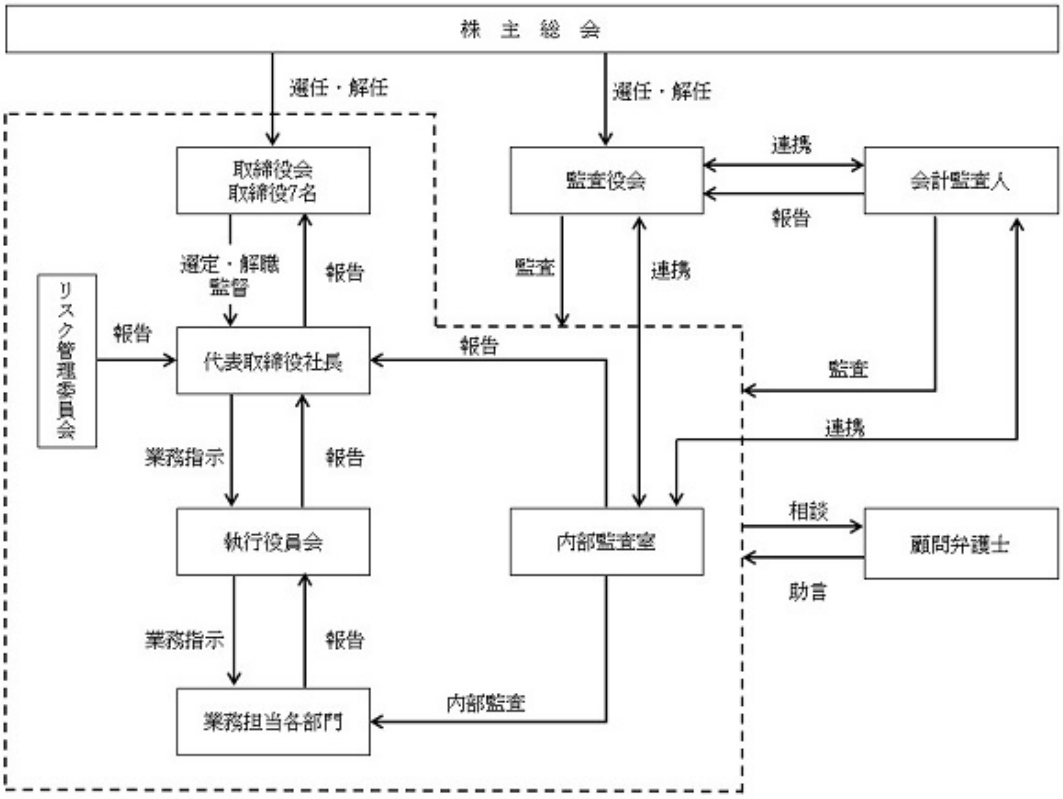
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

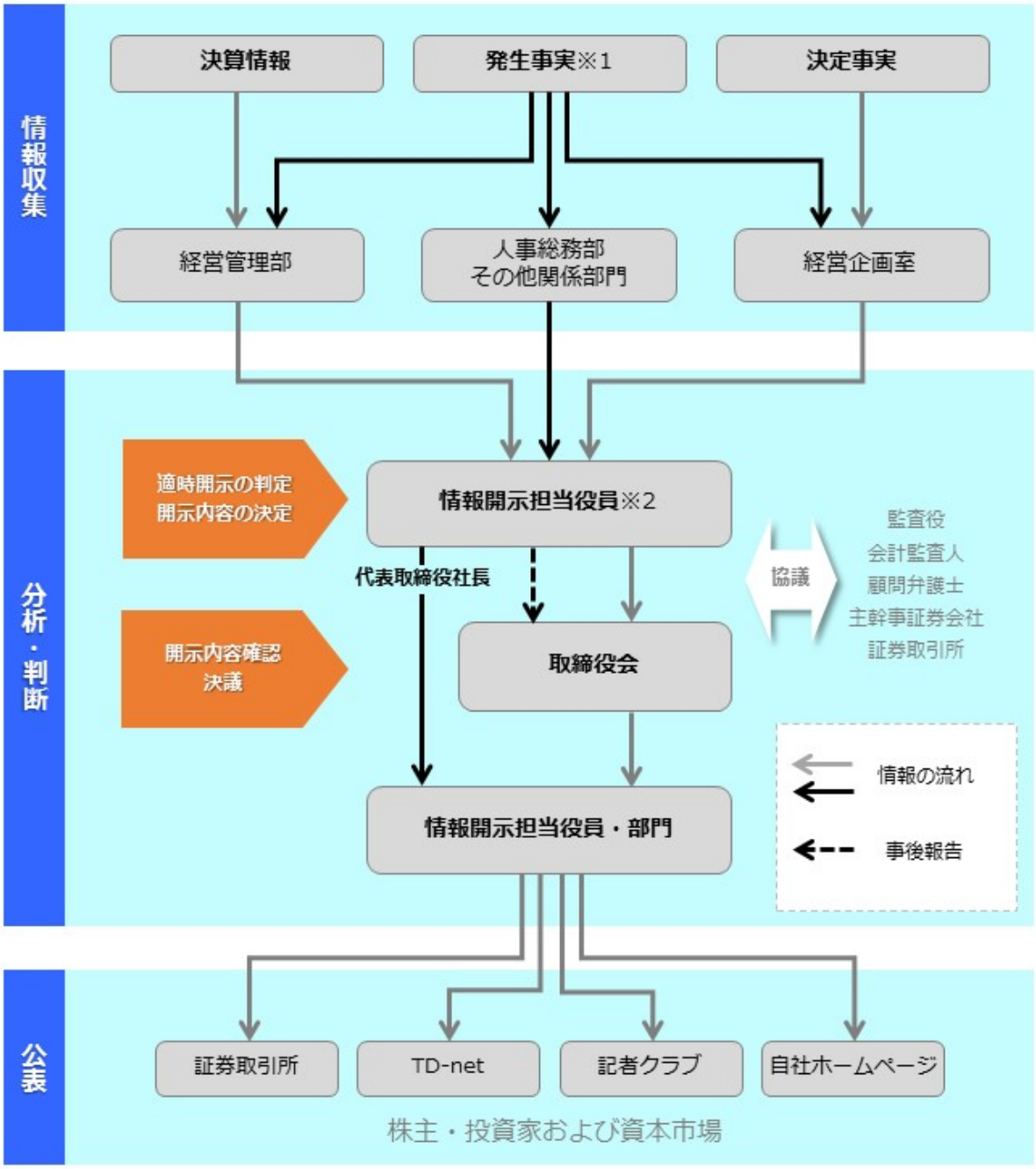
該当事項はありません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。



会社情報の適時開示に係る社内体制及び業務フロー（概要図）



※1「発生事実」については、情報開示担当役員が監査役および外部関係者との協議の上、検討・判断し、代表取締役社長への報告とともに情報開示の後、取締役会へ報告とする場合があります。
※2 情報開示担当役員は管理本部担当役員、情報開示担当部門は経営企画室を主としています。